

市議会12月定例会

昨年の12月定例会は、14日から27日まで、14日間の会期で開かれました。
市長の行政報告と審議された案件の概要についてお知らせします。

行政報告

明年度の財政見通し

政府予算等の関連で不明

明年度の政府予算、地方財政計画がまだ不明のため、市の財政見通しもつきません。
現行制度を基にして試算はいたしました。が、いわゆる一兆円減税（国税、地方税）は加味していません。

従って、歳入面では、地方交付税、市税の伸びを見ていますが、そう伸びないものと考えられます。歳出面では、起債償還金の増額が決定的です。建設事業に充当する一般財源は、継続的事業を執行するだけでも不足する見込みです。

中央土地区画整理事業

問題点を整理し再検討中

市の将来を考えると、この事業は必要なのですが、このとおり全部やめる訳にはゆきません。最善の策ができません。次善の策でどうしてもやりたいという考えで再検討に入っています。そこで、問題点を取り上げて整理をし、次の計画を立てるために取り組んでおりますが、まだ報告する段階に至っておりません。

ある程度の案が進む段階で、調査委員会、都市計画審議会にお諮りし、三月議会までには概ねの案を立てたいと思っております。

議会側の皆さんからも、次の案を立てる段階で取り組んでいただきたいことをお願いいたします。

県立高等学校の誘致

62年度設置を目標に運動

県立高校をもう一校誘致することについて、期成同盟会で協議し教育委員会でも綿密な調査をいたしました。
この調査は、地域における高校進学者を推定し、実証に基づいて豊栄にもう一校必要だということ

印鑑証明書交付詐欺事件 — 判決に不服のため控訴 —

印鑑証明書の詐欺が原因で、市が損害賠償金を請求された事件の判決に対し、市は判決を不服として控訴することになりました。
事件の概要は以前議会に報告されましたが、昭和五十二年、当時市内に住んでいたAが、市役所の市民課で印鑑紛失のためと偽って兄の改印届をし、印鑑証明書の交付を受けました。
そして、Aは兄になりすまして印鑑証明書と印鑑を使用し、新潟市のBから金二千三百万円を借用しました。

その後、計画的詐欺が発覚し、Bは市の印鑑事務取扱いの過失からAに貸付けた金の回収ができず損害を受けたとして、市に対し賠償の訴えを起こしていたものです。

市長はこれに応訴し、新潟市の弁護士に委任していました。ところが、昨年十二月新潟地方裁判所で、市に過失があったとして、「市はBに一千九百九十万円と今までの利子相当を支払え」という判決がありました。
市長は、事件は計画的犯行であり判決に不服である。判決に服すると市に多大な損害を及ぼすことになり、弁護士と協議した結果、勝訴の見込みがあると判断しました。

このため、東京高等裁判所へ判決の取り消しと仮執行の停止を求め控訴する方針で、議会の議決を求めました。議会では、無記名投票で採決を行ない、賛成多数で控訴することになりました。

58年度一般会計補正予算

競馬事業収入はゼロ

十二月の市議会で、昭和五十八年度の一般会計補正予算四件が議決、承認され、予算総額は八十二億七千三百万円となりました。

補正予算 (第三号)

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査のため、歳入で県委託金を、歳出で選挙費をそれぞれ約八百万円追加しました。

補正予算 (第四号)

歳入歳出それぞれ約一億七千七百万円を減額しました。
主なものは次のとおりです。

〈歳入〉

- 総合体育館建設事業の年割額変更に伴い、電源立地促進対策交付金を二億二千百万円余り減額しました。
- 保育園児の減少により、措置費の国庫負担金を減額しました。
- 競馬組合が赤字決算の恐れが



健康センターの肉分所市役所へ移転

あるため、競馬事業収入の全額二千五百万円を減額しました。

○ 小・中学校と総合体育館の建設事業のため、市債を約五千七百万円追加しました。

〈歳出〉

- 総務費では、母子健康センターを消防署の旧待機宿舎へ移転する増改築工事費などを計上し

ました。

○ 民生費では、生活保護費を追加しました。

○ 衛生費では、早通北汚水処理施設の騒音防止工事費などを計上しました。

○ 土木費では、除雪車借上料と道路改良整備費を追加しました。

○ 教育費では、総合体育館建設事業費を、今年度事業に合わせ約二億四千六百万円減額しました。

補正予算 (第五号)

歳入は地方交付税などを、歳出は人件費などをそれぞれ約四千五百万円追加しました。

この大部分は、国家公務員の給与改定に準じて、市職員の給与改定が議決されたことによるものです。ほかには、総合体育館の駐車場用地の借地料追加などが含まれています。

補正予算 (第六号)

印鑑訴訟事件に係る仮執行停止のための供託金一千万円の追加です。

58年度

水道事業会計補正予算

収益的収入は、水道使用料を一千万二千二百円減額し、六億八千二百八十八万円になりました。
また、収益的支出は受水費、電力料金等六百七十七万円を追加し八億六百一十一万円になりました。
この結果、差引き一億二千二百二十三万円の赤字になります。

水道料金の値上げ案 今後も継続審査

水道料金と加入金を改定する条例案が、十二月定例会で継続審査することに決まりました。
この議案は、昨年十月の臨時議会に提案され、議会では給水条例審査特別委員会が設置されました。委員会では、料金値上げの原因、究明と水道事業の再建について、論議を重ねてきました。

しかし、重要な問題であるうえ市から再建の根本的対策が、まだ十分説明されていないとして、委員会では引き続き審査することにいたしました。